

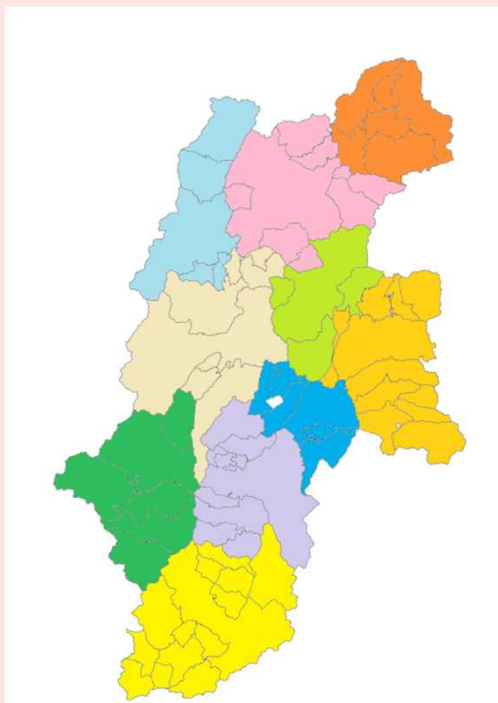
長野県

精神障がい者地域生活支援の 推進に向けて

長野県では、平成25年度に国のコーディネーター制度が廃止された後も、平成26年度までコーディネーターを4つのエリアに配置していた。精神障がい者の地域移行支援の要であった県コーディネーター設置事業終了後、独自にコーディネーターを配置した圏域や市もあるが、専任のコーディネーターがない地域でも体制整備を推進することを目指し、連絡会議を開催してノウハウの伝達に取り組んでいる。

1 県の基礎情報

長野県



取組内容

【人材育成の取り組み】

- 地域生活支援コーディネーター等連絡会
- 研修会の開催
退院後生活環境相談員・地域援助事業者等研修会
精神障がい者地域移行推進研修会

【精神障がい者の地域移行の取り組み】

- 自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会
- 障がい者支え合い活動支援事業

基本情報

圏域数 (H28年3月末)	10カ所
人口 (H28年4月1日)	2,087,534人
精神科病院の数 (H28年4月1日)	30病院
精神科病床数 (H28年4月1日)	4,825床
入院精神障害者数 (H27年6月末)	3か月未満：927人(23.0%)
	3か月以上1年未満：680人(16.8%)
	1年以上：2,429人(60.2%)
退院率 (H27年6月末)	入院後3か月時点：60.0%
	入院後1年時点：89.8%
相談支援事業所数 (H28年4月1日)	一般相談事業所数：71
	特定相談事業所数：352
障害福祉サービスの 利用状況 (H28年2月末)	地域移行支援サービス：217人
	地域定着支援サービス：296人
保健所 (H28年3月末)	11カ所(中核市1含む)
(自立支援)協議会 (H28年3月末)	(人材育成について議論) 長野県自立支援協議会人材育成部会 (活動頻度)：5回/年
	(精神障害者の地域移行について議論) 精神障がい者地域移行支援部会 (活動頻度)：1回/年
精神保健福祉審議会 (H28年3月末)	1回/年、委員数12人

2-1 精神障害者の地域移行推進のための取組概要

年度	取組概要
15年度	第四次保健医療計画の中で長期入院者の退院促進が重点事業として位置づけられ、1保健所管内の2病院で2年間の試行的事業として「長期入院者退院促進事業」を開始する。
16年度	新たに1保健所管内2病院を加え、試行的事業を開始する。（計 2保健所、4病院）
17年度	試行的事業は終了。「精神障害者退院支援事業」として県下10保健所で展開する。 協力病院：8病院/30病院
18年度	「精神障害者退院支援事業」を障害者自立支援法における「障害者地域生活移行推進事業」の一事業として、引き続き保健所を中心に展開する。 協力病院：10病院/30病院
19年度	「精神障害者退院支援事業」を以下のとおりに変更する。 ①精神障害者退院支援コーディネーター設置事業 県内4か所に退院コーディネーターを設置。 委託先：指定相談事業所等 ②精神障害者退院促進強化事業 ・退院支援体制機能強化事業（退院支援協議会の開催等）実施主体：保健所 ・関係者の研修 実施主体：精神保健福祉センター
20年度	①精神障害者退院支援コーディネーターの設置を4か所から5か所へ増員する。（国事業） ②「障害者支え合い活動支援事業」を開始する。 委託先：せいしれん

2-2 精神障害者の地域移行推進のための取組概要

年度	取組概要
21年度	精神障害者退院促進強化事業を退院促進支援機能強化事業に変更する。（普及啓発、研修等の推進）
24年度	<p>①精神障害者地域生活支援協議会の設置。 実施主体：保健所 ・地域自立支援協議会との協働、研修会の開催等</p> <p>②精神障害者地域移行コーディネーター等連絡会の開催。</p>
25年度 ～ 26年度	<p>①精神障害者地域移行コーディネーター設置事業（国事業）は24年度末で終了。精神障害者地域生活支援コーディネーター設置事業（県事業）を開始する。コーディネーターの配置5か所⇒4か所</p> <p>②精神障害者地域生活支援コーディネーター等連絡会の開催。</p> <p>③26年度から「障害者支え合い活動支援事業」の委託先を長野県ピアサポートネットワークに変更。</p>
27年度	<p>①精神障がい者地域生活支援コーディネーター設置事業は26年度末で終了。 地域生活支援コーディネーターを配置した圏域等：3圏域、1市 その他の7圏域は、市町村担当課及び障がい者総合支援センターが担当</p> <p>②地域生活支援コーディネーター等連絡会の開催。</p>

3 精神障害者の地域移行推進のための取組経緯

年度	実施内容
23年度	①精神障害者地域移行支援協議会の設置（各保健福祉事務所） 圏域協議会との協働、研修会の開催等 ②障害者支え合い活動支援事業（せいしれんに委託） 訪問面接、講演等 ③協議会等（県） <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域移行支援部会 年4回 ・精神障害者地域移行コーディネーター等連絡会 年4回
24年度	①精神障害者地域移行支援協議会の設置（各保健福祉事務所） 圏域協議会との協働、研修会の開催等 ②障害者支え合い活動支援事業（せいしれんに委託） 訪問面接、講演等 ③協議会等（県） <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域移行支援部会 年3回 ・精神障害者地域移行コーディネーター等連絡会 年4回
25年度	①精神障害者地域生活支援協議会の設置（各保健福祉事務所） 圏域協議会との協働、研修会の開催等 ②障害者支え合い活動支援事業（せいしれんに委託） 訪問面接、講演等 ③協議会等（県） <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域移行支援部会 年3回 ・精神障害者地域生活支援コーディネーター等連絡会 年3回
26年度	①精神障がい者地域生活支援協議会の設置（各保健福祉事務所） 圏域協議会との協働、研修会の開催等 ②障がい者支え合い活動支援事業（長野県ピアサポートネットワークに委託） 訪問面接、講演等 ③協議会等（県） <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者地域移行支援部会 年3回 ・精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会 年3回
27年度	①精神障がい者地域生活支援協議会の設置（各保健福祉事務所） 圏域協議会との協働、研修会の開催等 ②障がい者支え合い活動支援事業（長野県ピアサポートネットワーク委託） 訪問面接、講演等 ③協議会等（県） <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者地域移行支援部会 年1回 ・精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会 年4回 保健所の担当者、障がい者総合支援センターの精神障がい者地域生活支援担当者等を参集 圏域間の情報交換・課題の検討、知識・技術を習得するための研修・事例検討

4 精神障害者の地域移行推進における強みと課題

特徴（強み）

・地域生活支援コーディネーターの役割は大きく、医療機関への働きかけや相談支援事業所への技術的支援を含めた地域の体制整備や、複数圏域にまたがる地域移行支援の窓口としての機能を果たしてきた。コーディネーター設置事業終了後、コーディネーターの設置は圏域ごとに異なっているが、地域の実情に応じた活動を進めている。

課題

- ・専任のコーディネーターがいる地域もあるが、業務の習熟度には差がある。精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会での情報交換や事例検討、研修等を通じ、コーディネーターの質の向上を図る必要がある。
- ・高齢精神障がい者の地域移行が質・量ともに重要であり、介護関係者に対し精神障がい者についての理解や支援等についての研修が必要である。

5 精神障害者の地域移行推進のための本年度のスケジュール

今年度の目標

- 1 高齢精神障がい者の退院支援のため、高齢者が利用できる制度やサービス等について研修会を行う。
- 2 ピア活動の普及啓発を行う。

時期(月)	実施内容	担当
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター等連絡会 圏域ごとの取り組みや事例についての情報交換 ・精神障がい者地域移行支援部会 圏域の課題や今後の取り組み(研修)等について協議 	県担当課 県担当課
秋～	研修会の開催	精神保健福祉センター
10月頃 2月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター等連絡会 ・精神障がい者地域移行支援部会 	県担当課 県担当課

